

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇告示 魚市場の登録
昭和三十三年産来の代表者売渡制度の実施期
日
道路区域の変更
道路の供用開始
- ◇教委告示 昭和三十四年度鳥取県公立学校教員採用
志願者の選考試験要項
昭和三十四年度県立高等学校入学者選抜要
項
昭和三十四年度県立高等学校学区外志願者取
扱要項
昭和三十四年度県立高等学校県外志願者取扱
要項
文化財の指定
- ◇公安告示 聴聞会の取止
- ◇公告 美容師試験及び美容師試験合格者
- ◇正誤 昭和三十三年十一月十四日鳥取県告示第五百

正二十七号、五百二十九号及び五百三十号中訂

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十一月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県規則第五十四号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第八条企画広報課中第九号を第十号とし、以下順次一
号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 原子力の平和利用に関すること

第十二条中商工課及び地下資源開発局の分掌事務を次

のように改める。

商 工 課

- 一 中小企業の振興に関する事
- 二 工場誘致に関する事
- 三 中小企業の設備近代化に関する事
- 四 商工金融に関する事
- 五 工業標準化法に関する事
- 六 博覧会に関する事
- 七 発明考案に関する事
- 八 産業工芸に関する事
- 九 高圧ガス取締法に関する事
- 十 火薬類取締法に関する事
- 十一 猟銃等製造販売事業に関する事
- 十二 熱管理に関する事
- 十三 中小企業等協同組合法に関する事
- 十四 中小企業団体の組織に関する法律に関する事
- 十五 中小企業の診断に関する事
- 十六 商工会議所、中小企業相談所、信用保証協会を

の他商工団体に關すること

- 十七 独占禁止法に關すること
 - 十八 自転車競技法に關すること
 - 十九 貿易に關すること
 - 二十 貸金業に關すること
 - 二十一 物産館、工業試験場、大阪事務所及び計量檢定所に關すること
 - 二十二 その他商工業に關すること
- 地下資源開發局
- 一 鋳業診断に關すること
 - 二 鋳業の育成指導に關すること
 - 三 地質及び地下資源の調査研究に關すること
 - 四 地下資源の開發並びに技術指導に關すること
 - 五 その他鋳業に關すること
- 第二十一条第一項中「鳥取県八頭厚生寮」の次に「鳥取県物産館」を加える。
- 第二十六条を次のように改める。
- (鳥取県物産館)

第二十六条 鳥取県物産館は、県内物産を陳列展示し、商取引の促進を図り、商工業の振興を期する機関である。

2 鳥取県物産館は、鳥取市に置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定以外の改正規定は、昭和三十三年十二月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百五十二号

鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九号）第四条第一項の規定により、昭和三十三年十一月二十五日魚市場として次のとおり登録した。

昭和三十三年十一月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

一 申請者の住所氏名

倉吉市東町三五七番地三
倉吉魚市株式会社

代表取締役社長 松 嶋 正 典

二 市場の名称及び所在地

名 称 倉吉魚市場

所在地 倉吉市巖城上矢太田三七五番一

三 登録番号 第八号

四 登録期間

昭和三十三年十一月二十五日から

昭和三十三年十一月二十四日まで

鳥取県告示第五百五十三号

食糧管理法施行規則（昭和三十三年農林省令第百三号）第十五条の二第一項の規定にもとずく代表者売渡制度の実施期日を、昭和三十三年十一月二十日と指定した旨農林大臣より通知を受けた。

昭和三十三年十一月二十五日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男
鳥取県告示第五百五十四号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基き、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の

縦覧に供する。
昭和三十三年十一月二十五日
鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

道路の種類 一級国道

路線名 九号線

道路の区域

区	間	敷地の幅員		延長	備考
		新	旧		
鳥取市湖山字産水西方三、〇一四番地二先から	伏野字長者石四二番地一先まで	新	一〇一四〇	九八七	付替及び拡幅
		旧	四〇四、五メートル	九二七メートル	
東伯郡羽合町大字久留字横道下一七五番地二先から	字三ノ大縄二九四番地九先まで	新	八一六	一、二四三	付替
		旧			
赤碓町大字赤碓字花見一、九三四番地一先から	字才木化粧川五六番地三先まで	新	九、五〇三	九四二	付替
		旧			
米子市二本木字長田八七四番地先から	吉岡字大川端三五五番地一先まで	新	五〇七	二、四〇〇	在来道路 改築道路
		旧	五〇七	二、四〇〇	
米子市西原及び加茂町を經由	茶町六三番地先まで	新	七、五〇一、八	四、三一〇	米子市西原及び加茂町を經由
		旧	五、七〇六、五	二、九一〇	

区	間	敷地の幅員		延長	備考
		新	旧		
鳥取市雲山字大道下四八番地八先から	字前田二〇九番地二先まで	新	四、五〇六メートル	六七〇メートル	付替
		旧	四	六九〇	
八頭郡用瀬町大字鷹狩字世間川四九六番地一先から	大字用瀬字下河原五三三番地三先まで	新	八一二	一、六三〇	付替
		旧	四	一、八三〇	
米子市道笑町四丁目六番地先から	一丁目三一番地先まで	新	五〇六	一、〇三五	在来道路
		旧	五〇六	一、〇三五	
米子市道笑町四丁目六番地先から	四丁目六番地先から	新	六、二二〇	一、五九四	米子市西原及び加茂町を經由
		旧			

道路の種類	路線名	道路の区域	区	間	敷地の幅員		延長	備考
					新	旧		
〃	〃	〃	〃	〃	新	四〇五〃	一六〇〃	〃
					旧	四一四〃		
〃	〃	〃	〃	〃	新	九一五〃	三七〇〃	〃
					旧	四一五〃		
〃	〃	〃	〃	〃	新	九一五〃	三七〇〃	〃
					旧	四一五〃		
〃	〃	〃	〃	〃	新	七、五〇〃	一六〇〃	〃
					旧	四、五メートル		
〃	〃	〃	〃	〃	新	七、五〇〃	一六〇〃	〃
					旧	三、五〇〃		
〃	〃	〃	〃	〃	新	七、五〇〃	一、四九四〃	〃
					旧	四、五〃		
〃	〃	〃	〃	〃	新	七、五〇〃	一、四九四〃	〃
					旧	四、五〃		
〃	〃	〃	〃	〃	新	七、五〇〃	二〇〇〃	〃
					旧	三、五〇〃		
〃	〃	〃	〃	〃	新	八、八、五〃	三三二〃	〃
					旧	三、五〇〃		
〃	〃	〃	〃	〃	新	八、八、五〃	三三二〃	〃
					旧	三、五〇〃		
〃	〃	〃	〃	〃	新	三、七〃	二五七〃	〃
					旧	三、七〃		
〃	〃	〃	〃	〃	新	八、一六〃	二五七〃	〃
					旧	三、七〃		

道路の種類	路線名	道路の区域	区	間	敷地の幅員		延長	備考
					新	旧		
〃	〃	〃	〃	〃	新	四〇八〃	一五〇〃	〃
					旧	八、一一〃		
〃	〃	〃	〃	〃	新	八、一一〃	一五〇〃	〃
					旧	八、一一〃		
〃	〃	〃	〃	〃	新	二〇〃	三五三、五〃	〃
					旧	二〇〃		
〃	〃	〃	〃	〃	新	七、五〇〃	四二五〃	〃
					旧	四、八メートル		
〃	〃	〃	〃	〃	新	七、五〇〃	四二五〃	〃
					旧	四、八メートル		

鳥取県告示第五百五十五号

道路の供用の開始に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基き、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十三年十一月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡

辺

捨

男

第1号様式(表)

※受付年月日		※受付番号	
※名簿登載年月日		※採用	
鳥取県公立学校教員採用志願書			
(ふりがな)氏名		生年月日	昭和 大正 年 月 日 (満 才)
本 籍			
現 住 所			
学 歴	学 校 名	年 月 日	卒業修了 中 退 職
	勤 務 内 容	年 月 日	退職等 の理由
専攻科目	免 許 状	種 類	教 科
		下附年月日	希は 望希 任望 地学 又校
私は鳥取県公立学校教員に採用していただきたいので必要書類を添えてお願いいたします。			
昭和 年 月 日 氏 名			
鳥取県教育委員会 殿			
受検科目	※ 一般教養	※ 専門教養	※ 面接 ※ 判定

(※欄は記入しないこと)

四 出願手続

- 1 鳥取県公立学校教員採用志願書(第一号様式) 履歴書(第二号様式)
- 2 志願者は、次の書類に、十円切手をはつたあて先明記の封筒を添えて、昭和三十八年十二月二十一日までに必着するよう、高校教育課に提出しなければならない。
- 3 鳥取県公立学校教員採用志願書(第一号様式)
- 4 口頭試問は、学力検査によつて、成績良好な者のみに行い、直接志願者に通知する。

三 試験の方法

- 1 学力検査は、一般教養、教職教養及び教科専門教養によつて、筆答によつて行う。
- 2 教科専門教養は、担任する主たる教科について行う。
- 3 実技を必要とする教科については、実技を加えることがある。
- 4 口頭試問は、学力検査によつて、成績良好な者のみに行い、直接志願者に通知する。

二 場 所 県立鳥取西高等学校

但し、志願者は何れか指定した日に受検するものとする。

五 注意事項

- 1 健康診断書は、鳥取県内県立保健所において作成したものであることを原則とするが、県外大学の出身者等にあつては、居住地の保健所において作成したのもよい。
- 2 胸部疾患については、レントゲン撮影(六×六判以上)によつて診断を受けるものとする。
- 3 本要項に関する質疑は、直接高校教育課に問合せること。
- 3 最終学校及び出身高等学校成績証明書
- 4 免許状下附証明書又は下附見込証明書
- 5 身元証明書
- 6 健康診断書(第三号様式)

第2号様式(表)

(ふりがな) 氏名				生 月	年 日	昭和	年	月	日	
本籍										
現住所										
寄宿先										
学 歴	年 月 日	学 校 名、部、科、課 程 名				入 学	卒 業			
						修 了	中 退			
免 許 状	年 月 日	免 許 状 の 種 類			教 科					
職 歴	年 月 日	事 項			発令庁その他					

注意 1. 現住所は家族の住所を記載する。
2. 学歴は小学校入学から記載する。

(裏)

身 上 調 書						
家 族 状 況	氏 名	年令	続柄	職業	収 入	備 考
						写 真 上半身脱帽正面の写 真をこの欄の大き さに切つてはること。
資 産 状 況						
身 体 状 況	健康状況 既往症 「ツ」反応 その他					
性 行	趣 味 特 技 運 動 所 長 所 短 所					
備 考						

第3号様式

健康診断書

現住所	都道府県	市郡	町村	大字	番地
氏名		性別	男女	生年月日	昭和 年 月 日 (満 才)
身長	cm	体重	kg	胸囲	視力 右 () 左 ()
色神		聴力	右 左	せき柱 形態 疾病	栄養
結核病				X線検査 直接 間接	
性病				赤血球沈降 速度	1 時間値 2 時間値
眼病				かくた ん検査	塗抹 培養
耳疾				ツ反応 検査	反応 判定
伝染性皮膚病					
精神病					
その他の疾患				就業上の注 意事項	
既 応 症				備 考	
上記のとおり診断する					
昭和 年 月 日					
保健所名					
医師					
印					

(裏)

		氏名	
職	年月日	事 項	発令庁その他
歴			
賞	年月日	事 項	発令庁その他
罰			
上記のとおり相違ありません			
昭和 年 月 日			
氏名			
印			

鳥取県教育委員会告示第三十二号

昭和三十四年度県立高等学校入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和三十三年十一月二十五日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者

山 柘 博

昭和三十四年度県立高等学校入学者選抜実施要項

昭和三十四年度県立高等学校の全日制課程、定時制課程の第一学年生徒の募集ならびに入学者選抜を次の要項によつて実施する。

一 各高等学校募集生徒数

各高等学校の課程別募集生徒数は別に定める。

二 出願資格

1 中学校を卒業したもの。(昭和三十四年三月卒業

見込の者を含む)

2 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者。

三 出願手続

1 志願者は鳥取県立高等学校通学区域に関する規則

(昭和三十年鳥取県教育委員会規則第一号)に定める通学区域に従わなければならない。

2 志願者は希望により第一志望の外に第二志望として他の学校及び課程を出願することができる。ただし同時に二以上の学校を第一志望校として併願することはできない。

3 志願者は入学志願書(用紙は県教育委員会所定のもの)に必要な事項を記入の上、入学選抜手数料の額三百円に相当する鳥取県収入証紙をはつて(消印をしてはいけない)出身中学校長を経由して、出願期間内に第一志望校の校長に提出しなければならない。

4 第一志望校の校長は願書を受付けたときは受検証を交付しなければならない。

5 出身中学校長は出願期間内に第一志望校の校長に報告書(用紙は県教育委員会所定のもの)を提出しなければならない。

四 志願者の属する通学区の決定

1 志願者の属する通学区は志願者が生活をともにする保護者(親権者又は後見人)の居住地をもつて決定し、志願者の単独居住等は認めない。

2 志願者が保護者と同居し、その居住地と学区を異にする中学校に通学している場合は、出願の際の書類を添えて提出しなければならない。

(一) 保護者と同居の居住証明書

(二) 現に保護者の居住地に同居して通学している旨の中学校長の証明書

(三) 区域外就学の理由を証明するに足る書類

3 やむを得ない事情で現在両親が異なる学区に別居し、志願者が高等学校進学に伴い同居していない側の保護者居住地を所属学区として希望する場合は、別記第一号様式の願書に出身中学校長の証明書及び次の書類を添えて、二月十三日(金)から二月十八日(水)までの間に県教育委員会(高校教育課)に提出し、学区の認定を受けなければならない。

(一) 保護者の居住証明書

(二) 別居の理由を証明するに足る書類

4 前項の場合、学区制の適用を忌避する目的をもつて虚偽の事実を出願していることが判明したときは、入学許可後であつても所属学区の高等学校に転校させることができる。

5 学区外及び県外志願者の取扱については別に定める。

6 所属学区の認定を受けた志願者、学区外又は県外志願者で出願の許可を受けたものは、それぞれ県教育委員会の発行した所属学区認定書、学区外又は県外志願者出願許可書を入学志願書に添えて提出しなければならない。

五 出願期間及び受付場所

1 出願期間 昭和三十四年二月二十日(金)から二月二十七日(金)まで
毎日九時から十七時まで(日曜日は除き、土曜日は正午まで)

郵送の出願書類は二月二十七日の消印のあるものは有効とする。

2 受付場所 各第一志望校

六 学力検査

1 入学願者はもれなく学力検査を受けなければならない。

2 学力検査は、県教育委員会事務局に設ける昭和三十四年度県立高等学校入学者選抜学力検査管理委員会（以下「管理委員会」という）の管理のもとに、入選志願者全員に対して一斉に行う。

3 検査科目は国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育及び職業、家庭の八科目の外、外国語（英語）（以下「英語」という）職業・家庭（選択）の二科目のうち一科目を自由選択により受検しなければならない。

なお、志願者は選択科目について、あらかじめ英語、職業・家庭のうちから一科目を選んで入学志願書に明記しておくものとする。

4 検査日時

昭和三十四年三月十二日（木）一日間、九時三十分から次の時間配当によつて全県下一斉に行う。

- 第一時 九時三十分—十時三十分（六十分）
- 第二時 十時五十分—十一時五十分（六十分）
- 第三時 十二時十分—十二時三十分（二十分）
- 第四時 十三時二十分—十四時二十分（六十分）
- 第五時 十四時四十分—十五時四十分（六十分）

5 検査会場

検査会場は各県立高等学校ごとに設ける。受検者は第一志望校に設ける会場で受検するものとする。

6 検査教科時間配当

国語、社会、数学、理科 各四十分
音楽、図画工作、保健体育、職業・家庭（必修） 各二十分

選択教科（英語又は職業・家庭）のうち志願者の選択する一教科 二十分

7 学力検査問題出題方針

学力検査問題は次の各項の主旨にそつて出題する。

（一）中学校の正常な発展を阻害しないものであること。

（二）中学校の学習指導要領を基準として作成し、特定の書物だけから出題せず、又どのような地域の教師でも取扱うことのできる資料を使つて出題すること。

（三）中学校における教科の基礎的な知識を通じて、理解力、思考力、推理力、判断力などの素質、能力を検査することのできるもの。

（四）知識偏重におちいつて、記憶にのみ頼り、従つて特定の準備を必要とするようなものはさけること。

（五）採点を公平にすることができるよう、採点者の主観によつて採点する部分ができるだけ少く、かつ細部にまで絶対値の出るものであること。

（六）実施のために特別の器具、材料を要しないものであること。

（七）検査の事務処理を円滑にするものであること。

七 学力検査管理委員会

1 管理委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 教育長

総務 高校教育課長

庶務係 長 庶務係長 係員 高校教育課職員若干名。

問題作成係 長（兼務） 係員 高校教育課、義務教育課関係指導主任、その他

会場係 長 人事係長 係員 高校教育課職員若干名、各高等学校長及び所属職員若干名。

採点係 長（兼務） 係員 高校教育課、義務教育課関係指導主任、その他

ただし、各会場の採点責任者は当該高等学校長とする。

た

2 管理委員会は次の事務を行う。

庶務 各会場及び委員との連絡。検査問題、模範解答例の印刷配布。検査に要する経費の処理。その他いすれにも属しない事項。

問題作成 検査問題及び模範解答例ならびに採点基準作成。

会場 受付。会場準備。検査実施及び終末処理。採点 学力検査の答案採点。学力検査成績簿作成、送付。

3 各会場の採点責任者は別記第二号様式によつて学力検査成績簿一部を作成し、各受検者の得点を記入して、三月十六日午前十時までに管理委員会へ提出するものとする。

4 学力検査の成績は原則として公表しない。

八 入学者の選抜

1 入学志願者の数が募集定員に満たない課程については、全員入学を建前とする。ただし、心身に異常があつて修学にたえないと認められる者は入学を許

可しないことがある。

2 入学志願者が募集定員を超過した場合は、各高等学校において出身学校長から提出された報告書と学力検査成績とを資料として選抜を行う。この場合報告書の学習の記録と学力検査の成績とは同等に取扱う。

3 学力検査の成績については、実施した全科目の成績を選抜の資料とする。

4 入学者選抜のための身体検査及び面接は実施しない。ただし、工業科、水産科の志願者(第二志望を含む)に対しては、それぞれよりの工業高校又は水産高校において色神検査、機能検査を行う。

5 前項の色神検査、機能検査は学力検査終了後行う。ただし、色神検査については第六項の証明書を提出したもについては検査は行わない。

6 色神検査

ハ 工業課程及び水産課程の志願者は、願書提出前にもよりの工業高校又は水産高校で色神検査を受

けることができる。

ロ 中学校長は受検者の名簿を検査の前日までに色神検査希望学校に提出しなければならない。

三 色神検査を行う日は二月十八日(水)とする。受検者は必ず十三時までにそれぞれの学校に集合しなければならない。

四 色神検査を実施した学校は、受検者に異常のないことを明らかにした証明書を即日、本人に交付しなければならない。

四 色神検査を受けたものは、証明書を入学志願書に添えて提出しなければならない。

九 入学許可者の発表

期日 昭和三十四年三月十六日(月)十二時

場所 各高等学校

十 注意事項

1 本要項に関する質疑はもよりの高等学校において行われたい。

2 入学志願書及び報告書用紙は東部地区は高校教育

課、中、西部地区は各給与事務所で受取られたい。

3 一たん受理した入学志願書及び入学選抜手数料は返さない。

第一号様式

所属学区 認定 願

現住所 (小学校区)

保護者氏名 (続柄)

本人氏名

生年月日

私は左記の事情により所属学区を認定していただきたいので特別事情を証明する資料を添えてお願いいたします。

記

一 保護者現住所

二 出身学校

三 旧所属学区

四 新所属学区

五 特別事情(具体的に詳細に記入する)

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日
 本人氏名
 保護者氏名
 鳥取県教育委員会 殿
 前記の事情に相違ないことを証明する。
 昭和 年 月 日
 出身中学校長
 印

第二号様式

県立高等学校学区外志願者出願許可書

一 現住所 県 市郡 町村 番地
 二 居住予 定地 鳥取県 市郡 町村 番地
 三 出身学校 県 市郡 町村 中学校卒業 第三学年
 四 氏名
 審査の結果、事情やむを得ないものと認め左記の通り
 県立高等学校の入学出願を許可する。
 記

一 学校名 鳥取県立 高等学校 科 課程
 昭和 年 月 日
 鳥取県教育委員会 公
 鳥取県教育委員会告示第三十四号
 昭和三十三年十一月二十五日
 鳥取県教育委員長職務代行者
 山 榊 博

昭和三十四年度県立高等学校学区外志願者取扱要項
 一 昭和三十四年度県立高等学校入学志願者のうち、鳥取県公立中学校の出身者（卒業見込の者を含む）で保護者（親権者又は後見人）と共に本県内に居住している志願者以外の志願者（以下「県外志願者」という）は次の各号に該当する場合を除き、県立高等学校の出願を原則として許可しない。
 1 次表の上欄に掲げる指定地域の志願者が、下欄に

掲げる高等学校に志願する場合、この場合は出願許可の手続を必要としない。

県名	指定地域			許可学校
	郡	町	村	
兵庫県	美方郡	浜坂町、温泉町		鳥取工業高等学校
	苫田郡	阿波村、加茂町		智頭農林高等学校
岡山県	真庭郡	八束村、川上村、中和村		倉吉東高等学校 倉吉西高等学校 倉吉農業高等学校
	阿哲郡	神郷町、新見市千屋		日野産業高等学校
鳥根県	八束郡	美保町		境高等学校 境水産高等学校

2 前号以外の県外志願者で、左のいずれかに該当する場合。

- (イ) 鳥取県内に保護者と共に居住地を変更し、引きつづき従前の中学校に通学している者。
- (ロ) 昭和三十四年五月三十一日までに確実に保護者（親権者又は後見人）と共に鳥取県内に居住する

者。
 (イ) 学資支弁者、その他特別の事情により高等学校進学に伴いやむを得ず鳥取県内の近親者等の居住地に居住する場合。

二 前項第二号によつて、県立高等学校に入学を希望する県外志願者は、別記第一号様式による願書に出身学校長所管県教育委員会の証明書及び次の書類を添えて、県教育委員会（高校教育課）に提出しなければならない。

- 1 (イ)に該当する場合
 保護者及び志願者の居住証明書
 実際に居住していることを示す具体的資料（米穀通帳等）

2 (ロ)に該当する場合
 事情を証明するに足りる資料

3 (ハ)に該当する場合
 近親者の居住証明書、親族関係の証明書、近親者の同居承諾書及び身元引受書、特別事情を証明するに

三 願書の受付期間は二月九日（月）より二月十四日（土）までとする。

四 県教育委員会は審査の結果、願書記載の事実が真実で事情やむを得ないものと認めたものについて、別記第二号様式による出願許可書を交付する。

五 出願許可書の交付を受けた志願者は入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

六 県外志願者については、第二志望を認めない。

七 県外志願者が虚偽の事実に基づいて出願したことが判明したときは、入学許可後であつてもこれを取消すことがある。

第一号様式

県立高等学校県外志願者許可願

現住所
保護者氏名 (本人との続柄)
本人氏名
生年月日

私は左記の事情によつて鳥取県立 高等学校 課程に入学志願したいので、許可して下さいますよう特別事情を証明する書類を添えてお願いいたします。

記

- 一 保護者現住所
- 二 居住予定地
- 三 出身学校
- 四 特別事情（具体的に詳細に記入する）

昭和 年 月 日
本人氏名
保護者氏名
鳥取県教育委員会 殿
前記の事情に相違ないことを証明する。
昭和 年 月 日
出身中学校長
第二号様式
県立高等学校県外志願者出願許可書

- 一 現住所 県 市郡 町村 番地
 - 二 居住予定地 鳥取県 市郡 町村 番地
 - 三 出身学校 県 市郡 町村 中学校卒業 第三学年
 - 四 氏名
- 審査の結果事情やむを得ないものと認め、左記のとおり県立高等学校の入学出願を許可する。

一 学校名 鳥取県立 高等学校 科 課程
昭和 年 月 日
鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会告示第三十五号
鳥取県文化財保護条例（昭和二十七年四月鳥取県条例第十三号）第六条の規定により、昭和三十三年十一月十七日鳥取県保護文化財に次のとおり指定した。
昭和三十三年十一月二十五日
鳥取県教育委員会委員長職務代行者
山 榑 博

種別	名称	員数	寸法、重量、材質、その他特徴	所在の場所	所有者
鳥取県 保護文化財	木造十一面千手 観音立像	一軀	寸法 四尺五寸 材質 檜材 時代 平安中期	東伯郡大栄町 瀬戸字中峯 観音寺	観音寺 田村 寛童
工芸品及 考古資料	阿代寺平在銘 鐘	一口	寸法 二尺五寸九分 重量 一八六匁 材質 青銅 時代 鎌倉末期 正平十五年銘	岩美郡岩美町 大字網代 網代小学校	大字網代区 博田 義雄
				岩美郡岩美町 大字網代	岩美郡岩美町 大字網代

工芸品及 考古資料	梵 鐘	一口	寸法 高さ 二尺九寸九分 口径 一尺九寸三分 重量 銅 一 青銅 不詳 鎌倉末期 貞和三年在銘	東伯郡赤碕町 大字竹内宇山坂ノ上 智積寺	智積寺 代表者 牧野 覚泉	東伯郡赤碕町 大字竹内
--------------	--------	----	--	----------------------------	---------------------	----------------

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十六号

昭和三十三年十月三日鳥取県公安委員会告示第九号及び
昭和三十三年十月十日同告示第十一号を以つて公示した
聴聞会は取止める。

昭和三十三年十一月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安成 文

公 告

昭和三十三年十一月六日(学科)十一月十三日(実地)
実施した理容師試験及び美容師試験に合格した者は、次
のとおりである。

昭和三十三年十一月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

一 理容師

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 角森 久枝 | 會田 緑 | 石川 千里 |
| 清野 鴨子 | 渡辺 義雄 | 加田 敦子 |
| 吉木 節子 | 石谷 伸子 | 岩田 和子 |
| 石原 勝 | 吉岡 悦子 | 松山 勉 |
| 森田 弘文 | 神谷智江子 | 中尾 幸子 |
| 松本貴久子 | 山村 捷英 | 森脇 一義 |
| 原田 輝枝 | 田中 紀子 | 小林 照子 |
| 吉田 和子 | 中河美佐子 | 奥村 弘幸 |
| 木下 彰 | 谷口 智子 | 高野 悦香 |
| 平尾喜代子 | | |

二 美容師

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 安産 信子 | 下村八重子 | 中塚 恵子 |
| 川上小夜子 | 谷口 晴美 | 塚本 節子 |
| 安田千恵子 | 景山 高子 | 松本 輝江 |
| 森田美笑子 | 山本芙佐江 | 吉田 静代 |
| 都田 弘子 | 小谷小夜子 | 中島 佳恵 |
| 坂井 昌子 | 中島富美子 | 鏡谷 公恵 |
| 前田千恵子 | 伊達 秋子 | 北尾 澄子 |
| 川北 和代 | 足立 節子 | 足立 洋子 |
| 柘 静代 | 野田 珠美 | 松本美紀子 |

頁数 告示番号

表及び欄

誤

正

昭和三十二年十一月十四日鳥取県告示第五百二十七号、
第五百二十九号及び第五百三十号中次の箇所について誤
りがあつたので訂正する。

内藤 綾子	高見百合子	松本 栄子
安本 静男	沢 恵貴子	生田 豊子
田中 敬子	西田 修代	藤原 芳恵
田中 邦子	吉田 初枝	安土 亀子
竹内 容子	湯谷美智子	水野美恵子

34 五百二十七号 第二条第一項の表中

35 〃 〃 同表償還期間欄

〃 〃 〃 第二条第一項の表

36 五百二十九号 貸付基準表の標準事業費欄

38 〃 〃 資金の種類欄

44 五百三十号 貸付対象施設の種類欄

三……栽培方法という。

三……栽培方法をいう。

秋水落田改良三年以内

秋落水田改良三年以内

八 水田における冷水

八 水田の水口における冷水

温床紙購入 五五円

温床紙購入費五五円

七……土壌の侵しよく防止

七……土壌の侵しよくの防止

暗渠、排水

暗渠排水